

盛岡地方振興局長告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成19年7月27日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 岩手郡滝沢村滝沢字穴口170番、172番1、172番2、172番3、172番6、377番4、377番5、382番4、382番6、382番10及び565番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市大通三丁目3番10号七十七日生盛岡ビル 株式会社芙蓉物産